

関西・東海圏発栃木県旅行商品造成助成金交付要領

(趣旨)

第1条 2027年国際園芸博覧会の開催を契機に、関西・東海圏(以下「関西圏等」という。)からの本県誘客を図るため、関西圏等発の栃木県を含む旅行商品の造成に係る経費に対して、助成金を交付するものとし、その交付については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている者とする。

(助成対象商品)

第3条 次の要件を全て満たす旅行商品であること。

- (1) 関西圏(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県)又は東海圏(愛知県、岐阜県、静岡県、三重県)のいずれかの地域を発地とする商品であること。
- (2) 栃木県内での宿泊を1泊以上伴うこと、又は栃木県内5エリア(日光・那須・県央・県南・県東)のうち、2エリア以上で有料観光施設(飲食店含む)利用やアクティビティ体験を行う商品であること。(栃木県内5エリアの区別は、別表1のとおり。)
- (3) 旅行業法第2条第1項に定められている募集型企画旅行であり、パンフレットやチラシの配布又はホームページへの掲載等により参加者を募集する商品であること。
- (4) 当該旅行商品の最少催行人員が10名以上であること。
- (5) 催行期間に令和9(2027)年3月19日(金)から9月26日(日)の期間を含むこと。

(助成対象経費)

第4条 この助成金は、第2条に規定する旅行業者が前条に規定する要件を満たす旅行商品を造成するために必要な別表2に掲げる経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、交付するものとする。

(助成額)

- 第5条 助成金の額は、1商品あたり助成対象経費の2分の1以内の額又は150千円のいずれか低い額を上限とする。
- 2 1事業者あたりの上限額は、300千円とする。なお、支店や営業所、担当部署等が異なる場合は同一事業者とみなし、交付申請の早いものを優先する。
 - 3 助成額は、1千円未満は切り捨てる。

(交付申請)

第6条 規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	提出部数	提出期限
関西・東海圏発栃木県旅行商品造成助成金交付申請書	様式第1号	1 誓約書(様式第2号) 2 ツアー行程予定表(任意様式) 3 旅行商品の掲載を予定している紙面の写やWEBサイト等の画面コピー等(表紙やトップページ等含む) ※旅行商品の掲載予定内容が未確定の場合は、類似する過去商品の資料をもって代えることができる。 4 旅行業法第3条の登録を受けていることが分かる書面の写 5 交付申請額の根拠となる資料(助成	各1部	令和8(2026)年12月25日

		対象事業に係る見積書の写等)		
--	--	----------------	--	--

- 2 申請は1事業者につき1件までとする。ただし、第1項に規定する提出期限後、予算に残額がある場合は、1事業者につき2件目以降の申請を受け付けるものとする。なお、この場合の提出期限は令和9（2027）年2月26日までとする。

（交付決定）

第7条 知事は、交付申請の早かった事業者から順に交付申請内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、規則第7条の規定に従い、様式第3号により通知するものとする。

また、不交付を決定したときは、様式第4号により通知するものとする。

- 2 前項の審査に当たり、2027年国際園芸博覧会を訪問先に含む旅行商品に係る申請については、予算の範囲内において優先的に交付決定するものとする。
- 3 知事は、助成金の適正な執行を行うため必要と認めたときは、申請に係る事項について修正を加え、又は第9条に規定する条件以外の条件を付して、交付の決定をすることができる。
- 4 予算上限に達した場合には、交付申請内容が適当と認める場合であっても、第5条の規定により算出した額に満たない額で交付決定する場合や不交付決定する場合がある。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

- 2 助成金の交付決定を受けた旅行会社(以下「助成事業者」という。)は、規則第8条の規定により申請の取下げをしようとするときは、様式第5号による交付申請取下届出書を知事に提出しなければならない。

（交付条件）

第9条 規則第6条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業の内容を変更し、又は経費の配分の変更をする場合には、軽微な変更を除き、あらかじめ、様式第6号による助成事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第7号による助成事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は助成事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第8号による助成事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。
- (4) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (5) 助成事業の運営及び経理等の状況について実地検査を行う場合、これに応じること。
- (6) 助成事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。

（軽微な変更の範囲）

第10条 前条第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 交付決定された助成金額について、増額又は20パーセント以上の減額をする場合
- (2) 助成事業の内容を著しく変更する場合

（助成事業の状況等報告）

第11条 助成事業者は、助成事業の遂行の状況に関し、知事が報告を求めた場合、速やかに様式第9号による助成事業遂行状況報告書を知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、助成事業の成果について、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、随時の報告及び関係資料の提出を求めることができるものとする。

（実績報告）

第12条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 報告書の名称	様式	報告書に添付すべき書類の名称	提出 部数	提出期限
関西・東海圏 発栃木県旅行 商品造成助成 金実績報告書	様式第 10号	1 旅行商品が掲載された紙面の写や WEBサイト等の画面コピー等(表紙や トップページ等含む) 2 ツアー最終行程表(任意様式) 3 助成対象事業に係る請求書の写 4 その他、知事が必要と認める書類	各1部	事業完了後30日 以内又は令和9 (2027)年3月19 日のいずれか早 い日。ただし、 知事が必要と認 めるときは、改 めて提出期限を 定めることができ る。

- 2 事業完了とは、旅行商品の広告媒体への掲載又はWEBサイトへの掲載等が完了した状態とする。ただし、SNS広告その他一定期間継続して配信される広告については、実績報告期限までに実施された部分をもって事業完了とみなすことができる。

(助成金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて関係者に対する事実確認等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第9条第1項第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 前項及び規則第16条の補助金等の額の確定通知は、様式第11号によるものとする。

(交付の請求)

第14条 規則第18条に規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 請求書の名称	様式	請求書に添付すべき書類の名称	提出 部数	提出期限
関西・東海圏 発栃木県旅行 商品造成助成 金交付請求書	様式第 12号	1 交付決定通知書の写 2 交付額の確定通知書の写 3 その他、知事が必要と認める書類	各1部	額の確定通知を 受理してから10 日以内。ただし、 知事が必要と認 めるときは、改 めて提出期限を 定めることができ る。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第9条第1項第2号の規定による助成事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成事業者が、この要領又はこの要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (3) 助成事業者が、名義貸しや虚偽等、不正な手段により交付の決定を受けた場合
- (4) 助成事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (6) 助成事業者が、旅行業法及び関係法令に違反した場合
- (7) 助成事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して助成金(同一事業者に対して交付済みのものを含む)の全

部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(雑則)

第16条 この要領に定めるもののほか、この助成金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8(2026)年10月19日から適用する。

(別表1)

エリア	市町
日光	日光市
那須	大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町
県央	宇都宮市、鹿沼市、さくら市、那須烏山市、上三川町、高根沢町、那珂川町
県南	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町
県東	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町

(別表2)

1 助成対象経費

助成対象項目	助成対象経費	注意事項
旅行商品造成に係る経費	(1) 広告掲載に係る経費 ・テレビ・ラジオの放映・配信に係る経費 ・WEB ページ等への広告掲載費 ・WEB 媒体(SNS 等含む)や紙媒体(雑誌・新聞等)への広告掲載費 (2) 広報ツール作成に係る経費 ・テレビ・ラジオの制作に係る経費 ・パンフレット・チラシ・ポスター等の作成・デザイン費 ・自社 WEB ページ等の作成・デザイン費	※旅行商品を紹介するものに限る。 ※制作物は助成対象以外の内容が掲載されている場合は、按分の対象となる。 ※広告掲載及び広報ツール作成については、旅行商品造成会社と異なる会社に発注する場合のみを助成対象とする。 ※助成対象経費は、令和8(2026)年4月1日以降に発生した経費を対象とする。

2 助成対象とならない経費

(1) 「1 助成対象経費」に記載のない経費 ・本助成事業に係るものとして、明確に区分できない費用 ・間接経費(振込手数料、収入印紙代等)
(2) 助成対象経費の申請・請求に係る経費の信憑性に不備がある経費
(3) 助成金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費